

## 広島赤十字・原爆病院 職員向け広報誌「院内だより」広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島赤十字・原爆病院（以下「病院」という）が作成する職員向け広報誌「院内だより」（以下「広報誌」という）に掲載する広告（以下「広告」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広報誌の概要)

第2条 広報誌の概要は、別紙1に定めるとおりとする。

### (広告の許可)

第3条 広告は、病院職員の生活における利便性の向上に寄与するものであって、次の各号に該当する場合、掲載を許可しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人、団体等に関する主張、勧誘等を内容とするもの
- (4) 法令違反行為又はそれらと関連が認められるもの
- (5) その他広報誌に掲載する広告として適当でないと病院が認めるもの

### (広告の規格及び広告掲載料)

第4条 広告の規格、広告掲載料等については、別紙1に定めるとおりとする。

### (広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という）は、「広告掲載申込書」（別紙様式1）に掲載を希望する広告の原稿案を添えて病院に申込みものとする。

### (広告掲載の審議)

第6条 病院は、前条の申込書を受理したときは、決裁により掲載の可否を判断し、「広告掲載決定通知書」（別紙様式2）により申込者に通知するものとする。

### (広告の作成)

第7条 広告の掲載が許可された申込者（以下「広告主」という）は、前条に規定する審議後（修正を求めた場合は修正後）に、広告を作成するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、病院が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

### (広告の掲載期間等)

第9条 広告の掲載は、各発行号単位とし、連続して掲載することができる期間は4号分（1年間分）

とする。ただし、再掲を防げない。

- 2 広告の掲載は、広告掲載料の入金確認後、次回発行号からとする。ただし、入金確認が広報誌発行の直前であった場合、掲載はさらに次号に持ち越される場合がある。

(広告主の責任)

第 10 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。広告の内容によって発生したいかなる損害等に関しても病院はその責を負わない。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、病院の都合により広告を掲載することができなくなったとき、又は病院が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取り下げ・取り消し)

第 12 条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告の掲載を取り下げるときは、広告主は広報誌発行の 1 ヶ月前までに「広告取り下げ届出書」(別紙様式 3) を病院に提出し、申し出なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当すると病院側が判断した場合は、広告主に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。
  - (1) 広告主が第 8 条に規定する日までに広告掲載料を納付しなかった場合
  - (2) その他広告主の広告を掲載することが不相当であると病院が判断した場合
- 4 広告掲載を取り下げ又は取り消した場合、前条の規定により、納付済みの広告掲載料は返還しない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。